

藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務 受託候補者選定基準

1 審査基準

- (1) 令和2年度以降において、国又は地方公共団体が発注した地域福祉計画に係る調査業務、策定業務又は改定業務（支援を含む）の元請履行実績がある。
- (2) 令和2年度以降において、国又は地方公共団体が発注した地域福祉計画以外であって福祉分野の計画に係る調査業務、策定業務又は改定業務（支援を含む）の元請履行実績や、地域福祉に関連した研究成果がある。
- (3) 令和2年度以降において、国又は地方公共団体が発注した地域福祉計画等に係る調査業務、策定業務又は改定業務（支援を含む）に従事した経験のある業務責任者及び担当者を配置するなど、十分な業務実施体制を確保できる。
- (4) 作業工程について、無理のない範囲で具体的な日程の提案ができる。
- (5) 国、県、本市の動向や現状、現行データ等を整理し、地域福祉計画策定について、反映すべき事項等について認識している。
- (6) 藤沢市地域福祉計画、藤沢型地域包括ケアシステム及び重層的支援体制整備事業実施計画に係る現状と、藤沢市地域福祉計画策定に向けた課題整理及び効果を期待できる方向性の検討をしている。
- (7) 本市の地域福祉計画に係る調査にあたり、アンケート及びヒアリング等の有効かつ具体的な調査手法について提案ができる。
- (8) 藤沢型地域包括ケアシステムに係る調査にあたり、アンケート及びヒアリング等の有効かつ具体的な調査手法について提案ができる。
- (9) アンケート調査及びヒアリング調査等において、障がいのある人への合理的配慮等を踏まえた具体的な手法の提案ができる。
- (10) 令和8年度に実施する本市の計画改定を見据え、報告書等の作成について、アンケート調査及びヒアリング調査等の分析方法等を含めて効果的かつ具体的な提案ができる。
- (11) 本市の現状分析と計画改定の方向性の整理及び改定に向けた準備について、効果的かつ具体的な提案ができる。
- (12) 本市独自の藤沢型地域包括ケアシステム及び重層的支援体制整備事業実施計画との整合がとれた藤沢市地域福祉計画の改定に向けた提案ができる。
- (13) 見積金額と提案内容のバランスが取れている。
- (14) 情報共有、作業確認及び連絡調整等について、円滑に行うことができる。
- (15) 会社独自の研究や専門分野に関する専門技術を本業務に活かし、創意工夫のある提案ができる。

2 提案概要

- (1) 会社概要及び事業概要

- (2) 業務実施体制
 - ア 調査等実績
 - (ア) 地域福祉計画に係る実績
 - (イ) その他福祉分野の研究成果及び地域福祉計画以外の計画に係る実績
 - イ 職員配置計画
 - (ア) 専門性を持った業務責任者及び担当者の配置
 - (イ) 上記(ア)以外の担当者の配置
 - ウ 進行管理
 - (ア) 本業務の実施スケジュール
- (3) 情報収集及び業務理解
 - ア 現状把握
 - イ 提案の方向性
- (4) 知識及び技術
 - ア 調査設計
 - (ア) 地域福祉計画に係る調査手法
 - (イ) 藤沢型地域包括ケアシステムに係る調査手法
 - (ウ) 調査における合理的配慮
 - (エ) 結果の整理と分析方法の想定
 - イ 藤沢市地域福祉計画改定に向けた準備
 - (ア) 計画改定の準備
 - (イ) 藤沢型地域包括ケアシステム及び重層的支援体制整備事業実施計画と計画改定の整合
- (5) 見積金額
 - ア 見積金額とその内訳
- (6) その他
 - ア 情報共有、作業確認及び連絡調整等に係る提案
 - イ 会社独自の専門技術を本業務に活かす提案や、創意工夫のある提案

上記の選考基準に基づき、提案内容について藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務受託候補者選定委員会にて協議の上、得点化を行う。

以 上